

国の基本計画に新たに盛り込まれた項目について

項 目	県の整理（案）	理 由	関連 頁
がんゲノム医療	盛り込まない	今後、国において、がんゲノム医療を提供するための体制整備が進められる予定であり、現時点では、県としての方向性を記載できないため。	19 ～ 21
科学的根拠を有する免疫療法について	盛り込まない	今後、国において、新たながん診療提供体制について検討される予定であり、県としての方向性を記載できないため。	27 ～ 28
がんのリハビリテーション （2期計画では「その他」の中に記載）	盛り込まない	今後、国において、リハビリテーションを含めた医療提供体制のあり方について検討される予定であり、現時点では、県としての方向性を記載できないため。	30
支持療法の推進	盛り込まない	今後、国において、支持療法の実態を把握し、支持療法に関する診療ガイドラインが作成される予定であり、現時点では、県としての方向性を記載できないため。	31
希少がん（2期計画では「その他」の中に記載）、難治性がん対策（それぞれのがんの特性に応じた対策）	盛り込まない	今後、国において、患者に有効性の高い診断法、早期発見法、治療法を速やかに提供するための体制づくりが進められる予定であり、現時点では、県としての方向性を記載できないため。	32 ～ 34
A Y A世代のがんについて	盛り込む	A Y A世代のがん患者と小児がんの患者には同じ課題があり、小児からA Y A世代に切れ目のない取組を行う必要があるため。	35 ～ 37
高齢者のがんについて	盛り込まない	今後、国において、高齢のがん患者に適した治療法や診療ガイドラインを確立するための研究が進められる予定であり、現時点では、県としての方向性を記載できないため。	35 ～ 37
病理診断（2期計画では「その他」の中に記載）	盛り込まない	今後、国において、より安全で迅速な質の高い病理診断や細胞診断を提供するための環境が整備される予定であり、現時点では、県としての方向性を記載できないため。	38 ～ 39
就労以外の社会的な問題について	一部盛り込む	がん患者の自殺、障害のあるがん患者への対策などについては、今後、国において検討される予定であり、現時点では、県としての方向性を記載できないため。それら以外の項目については、各分野において記載する。	63 ～ 65
ライフステージに応じたがん対策	盛り込む	ライフステージやがん種に応じたがん対策が求められており、県としての方向性を記載する。	66 ～ 68

